

月刊 グローバル

道央マネジメントグループ

編集発行/道央マネジメントグループ広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 パワーコンサル
株式会社 道央M&Aセンター 道央情報サービス協同組合
庵原宏章 行政書士事務所 (有)札幌ビジネスエージェント

〒060-0054 札幌市中央区南4条東4丁目2番地1道央会計ビル
TEL(011)271-1417 FAX(011)221-5948



平成18年度 税制改正の大綱発表される

平成17年12月19日に、財務省から「平成18年度税制改正の大綱」が発表されました。これを受けて平成18年度税制改正が行われる予定となっています。

改定内容は所得税から個人住民税への税源移譲が大きなテーマとなっており、合わせて定率減税の廃止など、私たちに直接影響のある改正が実施される見込みとなっています。

現段階ではまだ決定ではありませんが、改正の方向性として発表されたものであり、今回は改正大綱のポイントについて解説いたします。

《法人税関係》

交際費の損金不算入制度の改定（平成18年4月1日開始事業年度から適用）

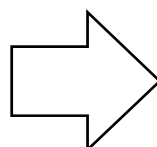
→ 一人あたり5,000円以下の飲食代は損金に算入する。

《個人所得税関係》

1. 個人所得税税率改定（平成19年1月1日以後から適用）

→ 現行の税率構造を下記のように改正する。

現 行	
適用課税所得	税率
330万円以下の金額	10%
900万円以下の金額	20%
1,800万円以下の金額	30%
1,800万円超の金額	37%



改 正 案	
適用課税所得	税率
195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%

2. 定率減税等の廃止（平成18年12月31日をもって適用終了）

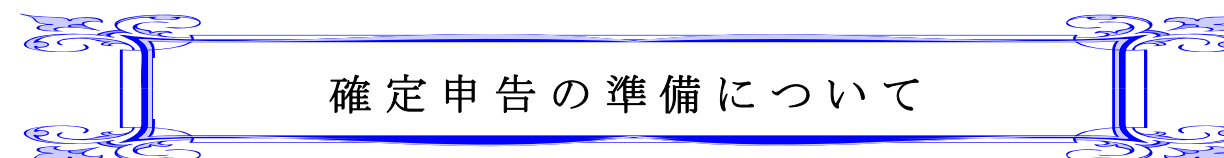
→ 定率減税（所得税と住民税）は平成18年分をもって廃止する。

→ 特定扶養親族控除の加算（15万円）を廃止する。

- 地震保険料控除の創設（平成19年以後の所得税について適用）
→ 損害保険料控除を改定し、地震保険料控除を創設する。
- 寄付金控除の改定（平成18年4月1日から適用）
→ 寄付金控除の適用下限額を1万円から5千円に引き下げる。
- 所得税の申告書に係る公示の廃止（平成18年4月1日から適用）
→ いわゆる所得番付の発表はしない。



今後、政府は税制改正関連法案を通常国会へ提出し最終的な決定にむけて議論される予定です。税制改正の内容が明らかになり次第、随時お知らせします。



確定申告の準備について

今年の確定申告期間は2月16日（木）から3月15日（水）となっています。

- 確定申告にあたり事前の準備が必要となりますが、準備は進んでいますか？
- 最近では確定申告をするために、税務署からさまざまなサービスが提供されています。この機会に税務署のサービスを利用してみたいか？

●確定申告書はインターネットで

【アドレス】 <http://www.nta.go.jp>

このホームページでは、24時間いつでも入力・計算・印刷が可能です。カラープリンターによる出力で、そのまま、税務署へ提出が可能となります。

●税務署は日曜日でもオープン

札幌国税局管内の札幌北・札幌南・札幌西・札幌東の4税務署では、平成17年分確定申告期間中のうち、2月19日（日）と2月26日（日）は日曜日でも税務署での申告と相談ができます。

●インターネットTVガイド

住宅ローン控除や医療費控除、所得税の還付申告、確定申告について、税金のことを詳しく教えてくれるインターネットによるガイド映像解説があります。

【アドレス】 <http://www.nta.go.jp/webtaxtv/>

●自分で確定申告

確定申告は、税務署に置いてある確定申告書の手引きを利用すれば、自分で申告出来ます。自分の税額がどのようになっているかを確認する意味でも、自分で確定申告することは意義のあることです。

確定申告を自分で出来ない方や、高額な納税額が予想される方、土地建物などの売買を行った方、事業所得者の方などは、当グループまでご相談ください。

〒060-0054 札幌市中央区南4条東4丁目2番地1 道央会計ビル

道央マネジメントグループ 税理士法人 道央会計事務所

電話011-271-1417 FAX011-221-5948

平成17年分公的年金等の源泉徴収票の取り扱い

社会保険庁の案内では、平成17年分公益年金等の源泉徴収票が平成18年1月12日(木)～1月20日(金)の間に社会保険業務センターから順次送付されてきます。

「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税の確定申告(住所地を管轄する税務署で受付)の際の添付書類として必要となっています。

もし、郵送されてこない場合や、紛失により再発行の際は、下記へ電話して再発行の依頼をしてください。

【ねんきんダイヤル】0570-07-1165 (いいろうご)

※IP電話やPHS、プリペイド方式の携帯電話などではつながりません。

●問い合わせ等の際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意してください。電話による源泉徴収票の再交付の受け付けは、個人情報保護の観点から本人を対象としています。

●なお、本人が直接申請することが困難なため、代わりに配偶者の方が申請を行う場合には、配偶者であることを確認して、受け付けをすることになります。

電話が繋がらない場合は、社会保険事務所の利用も可能となっています。

各社会保険事務所の所在地と管轄は下記のとおりとなっています。

札幌東社会保険事務所(札幌市東区、白石区、豊平区)

〒003-8530 北海道札幌市白石区菊水1条3丁目1-1 電話011-832-5300

札幌西社会保険事務所(札幌市中央区、南区)

〒060-8585 北海道札幌市中央区北3条西11丁目2-1 電話011-241-7281

札幌北社会保険事務所(札幌市北区、西区、手稲区/石狩市/石狩支庁管内)

〒001-8585 北海道札幌市北区北24条西6丁目2-12 電話011-717-4111

新さっぽろ社会保険事務所(札幌市厚別区、清田区/江別市/千歳市/恵庭市/北広島市)

〒004-8558 北海道札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30 電話011-892-9310

平成17年分公的年金等の源泉徴収票は、確定申告をされる際に必要となりますので大切に保管されるようお願いします。



『預金者保護法』スタート

『預金者保護法』が平成18年2月10日から施行されます。
この法律について解説します。



Q1 『預金者保護法』とは何ですか？

銀行のATMを通じた預貯金の不正な引き出し被害について、金融機関側に補償を義務づける法律です。補償対象にならないケースがあり、注意が必要になります。

Q2 補償対象はどうなっていますか？

対象となるのは、ほぼすべての金融機関の預金で、ATMによる偽造カード・盗難カードの利用により被害を被った場合に対象となります。ただし、インターネット取引や通帳が盗まれた場合の被害については適用されません。

Q3 被害額の補償は？

預金者に過失がなければ原則として金融機関が被害を全額補償してくれます。

Q4 ATMを通じた不正引き出しなら、どんなときも補償してくれるのですか？

預金者に「重過失」があった場合補償されません。具体的には、下記のような場合だと補償されません。

- ① 暗証番号を他人に教える。
- ② カードに暗証番号を書き込む。
- ③ 誰かにカードを渡す。

Q5 被害にあわないようにするには、どのような対策をしたらよいですか？

次のような対策が考えられます。

- ① 暗証番号を生年月日など誰でもわかりやすいものにしない。
- ② こまめに、通帳を記帳する。
- ③ ATMの引き出しの際は、事前に列の後ろを確認し、囲りに盗撮などの不信な状況がないか確認する。
- ④ 不要なキャッシュカードは廃止し、預金口座管理を見直す。
- ⑤ キャッシュカード・クレジットカード・印鑑などの保管場所を再検討し、場合によっては、同じところに置かないなどの工夫をする。

暗証番号の変更は、現在ATMなどで簡単にできるようになっています。法の施行は預金者を守るものですが、法に頼らず、自分のお金は自分で守る意識改革がこれからは必要です。この機会に、預金・クレジットカード・印鑑等の管理を見直してはいかがでしょうか。